

評価対象年度	23年度～ 25年度
計画に記載している方針	歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
計画に記載している課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現在社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。 ・耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺のビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題など、様々な要素により町家の維持を困難にしている。京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が年間約2%の割合で消失している。
対応する進捗評価項目とその推移	<p>1 歴史的建造物の保全</p> <p>⑥歴史的風致形成建造物新規指定 H23年度:11件, H24年度:17件, H25年度:5件 計33件</p> <p>⑥景観重要建造物新規指定 H23年度:13件, H24年度:11件, H25年度2件 計26件 ※歴史的風致形成建造物と景観重要建造物重ね指定 計30件</p> <p>④市指定・登録有形文化財建造物新規指定等 H23年度:1件, H24年度:0件, H25年度:2件 計3件</p> <p>⑥京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度 H23年度:選定77件, 認定0件, H24年度:選定63件, 認定22件, H25年度:選定35件, 認定15件</p> <p>2 歴史的建造物の再生</p> <p>③伝統的建造物群保存地区内における修理・修景助成 H23年度:22件, H24年度:24件, H25年度:18件 計64件</p> <p>③歴史的景観保全修景地区内における修理・修景助成 H23年度:14件, H24年度:8件, H25年度:13件 計35件</p> <p>③重要界わい景観整備地区内、界わい景観建造物における修理・修景助成 H23年度:6件, H24年度:8件, H25年度:8件 計22件</p> <p>③姉小路界わい地区街なみ環境整備事業による修理・修景助成(実施済, H25年度にて終了) H23年度:5件, H24年度:3件, H25年度:3件 計11件</p> <p>③歴史的風致形成建造物・景観重要建造物における修理・修景助成 H23年度:19件, H24年度:12件, H25年度:20件 計51件</p> <p>③京町家まちづくりファンドを活用した京町家改修助成事業 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心に実施している。 H23年度:8件, H24年度:9件, H25年度:4件(予定) 計21件</p> <p>3 歴史的建造物の活用</p> <p>⑥京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例 (平成25年11月に、京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例を改正) 条例を活用し、建築基準法の適用を除外することで下記の歴史的建築物の保存・活用を図った。 H24年度:龍谷大学深草町家キャンパス(幕末に建築された町家を整備し、大学キャンパスに活用) H25年度:青蓮院大護摩堂外陣(大正3年に建築された武道場を移築し、護摩堂として活用)</p> <p>⑥不動産管理信託による京町家の活用策に関する調査研究 H24年度:町家の活用・継承事業検討調査を実施 (調査内容) ・不動産管理信託による町家活用事業の実施手法の検討(事業採算性の評価手法、信託会社の設立手法) ・町家の継承に関する課題に対応する取組の検討(所有者意識、相続問題、町家受入機関の設置)</p> <p>⑥京町家情報センター(市民組織)による京町家の橋渡し 京町家に借りたい人、貸したい人、買いたい人、売りたい人の橋渡しを実施しており、H23年度から25年度までに36件(重点区域外も含む)、契約が成立した。</p>
方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容(可能な限り定量的な評価を交えて自由記述)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地景観整備条例等に基づく地区指定制度や建造物指定制度の活用や、一般財団法人京都市景観・まちづくりセンターが実施している京町家改修助成事業により、平成23～25年度に204件の修理・修景に対し、助成を実施した。また、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物として29件指定をすることが出来、歴史的建造物の保全・継承が図られた。 ・平成23年度の「京都を彩る建物や庭園」制度創設から平成25年度までに、市民から233件もの推薦があり、そのうち175件について選定。内、37件が認定となった。この制度により、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園について、市民ぐるみで残そうという機運を高め、次代への継承に繋がっていくものと期待できる。 ・「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を活用することで、安全性の向上を図るとともに、建築基準法の適用を除外し、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら歴史的建造物を活用することが可能となった。 ・平成24年度に実施した町家の活用・継承事業検討調査によって、事業採算性などを具体的に検証し、不動産管理信託による継承の有効性を確認することができた。
達成状況の評価、要改善事項	<p><input type="checkbox"/>想定通り効果が発現している</p> <p><input type="checkbox"/>今後発現が予想される</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>要対策検討</p> <p><input type="checkbox"/>現段階では判断できない</p> <p>(要改善事項) 現存する京町家は約48,000件あると言われており、これらの歴史的建造物の指定目標件数は500件としているが、平成25年度末時点での歴史的風致形成建造物の指定数は総数51件、景観重要建造物の指定数は総数64件(景観重要建造物と歴史的風致形成建造物の重ね指定総数は34件)であり、目標件数の約16%となっており、指定数は年々増加しているものの、目標達成にほど遠く、歴史的建造物が消失するおそれがある。指定が進まない理由として、建物関係者の理解が得られない、所有する建造物の歴史的な価値に対する理解が薄いなどが考えられ、早急に対策を講じる必要がある。</p>
計画見直しの必要性	<p><input checked="" type="checkbox"/>計画の見直しが不要</p> <p><input type="checkbox"/>計画の見直しが必要 (見直しの理由・方針)</p>

<p>評価対象年度 計画に記載している方針</p>	<p style="text-align: right;">23 年度～ 25 年度</p> <p>歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。</p>
<p>計画に記載している課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの電線、電柱類が、歴史都市・京都の伝統と趣のある町並みを大きく阻害しており、幹線街路や伝統的建造物群保存地区などは無電柱化事業を進めているが、京都には他にも歴史的な町並みに配慮すべき地区が多い。 ・文化財をはじめとした伝統的な建造物は、火災や地震などの災害に対し脆弱であるため、防災拠点施設の整備とともに、地域単位での防災意識を高めていく必要がある。
<p>対応する進捗評価項目とその推移</p>	<p>②屋外広告物の取組</p> <p>京都にふさわしい広告景観を形成するため、平成24年度から屋外広告物対策の抜本的強化を行い、「屋外広告物制度の定着促進」、「是正のための指導の強化と支援策の充実」、「京都にふさわしい広告物の普及促進」を3つの柱として、全力で取り組んでいる。</p> <p>1 「屋外広告物制度の定着促進」の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物適正表示宣言事業所認証制度を創設し、市民・事業者と共汗で屋外広告物対策を推進する体制を構築 ・京都市公式の屋外広告物総合ウェブサイト「京都かんぱんねっと」を開設 <p>2 「是正のための指導の強化と支援策の充実」の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反屋外広告物是正に向けた取組：100名超の体制で市内全域において、屋外広告物を適正に表示いただくことを目標として、市内全域でのローラー作戦による是正指導を実施 ・支援策の充実：違反屋外広告物の適正化に活用するための低利融資制度を創設 <p>3 「京都にふさわしい広告物の普及促進」の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良広告物顕彰制度：H24年度 303件、H25年度 241件（12月内諾前時点） ・優良な屋外広告物の設置に対する助成制度：H24年度 9件、H25年度 16件（1月時点今年度予定数） <p>③道路修景整備事業：北野上七軒界わい地区（H24年度工事完了）</p> <p>③道路修景整備事業：地元住民とワークショップ開催（計2回）石碑及び情報板のデザイン等決定、電線共同溝本体工事、石畳風アスファルト舗装、道路照明灯設置工事を実施</p> <p>H24年度：石碑2基及び情報板（観光案内版）3基の設置、抜柱工事23本を実施し、道路修景整備工事が完了</p> <p>H25年度：地域住民の景観に対する満足度、上七軒通の歩行者調査</p> <p>③道路修景整備事業：清水周辺地区</p> <p>H23年度：詳細設計</p> <p>H24年度：電線共同溝本体工事着手</p> <p>H25年度：松原通（産寧坂～東大路通）において、電線共同溝工事完了</p> <p>③道路修景整備事業：小川通周辺地区</p> <p>H24年度：現地調査、電線地下化の詳細設計着手</p> <p>H25年度：電線共同溝工事着手</p> <p>③道路修景整備事業：三条周辺地区</p> <p>H23・24・25年度：関係機関協議実施</p> <p>③無電柱化事業：市事業</p> <p>H25年度末（見込み）：累計約61km実施済</p> <p>③無電柱化による地上機器を利用したサインを整備</p> <p>主要交差点等に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置（H24年度に事業終了）</p> <p>H23年度：河原町御地交差点南西側に1基設置</p> <p>H24年度：烏丸通沿い新風館前に1基設置</p> <p>③観光案内標識の整備</p> <p>「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、整備している。</p> <p>H23年度：「京都市観光案内標識アップグレード指針」を策定</p> <p>H24年度：東山、岡崎・銀閣寺、嵯峨・嵐山、中心市街地、北野エリア</p> <p>H25年度：金閣寺・龍安寺、太秦、伏見、伏見稲荷、百万遍、中心市街地エリア</p> <p>③文化財とその周辺を守る防災水利整備事業（H25年度事業完了）</p> <p>H23年度：配水管290m、市民用消火栓5基等整備</p> <p>③京町家耐震診断・耐震改修に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京町家耐震診断士派遣事業：H23年度77件、H24年度98件、H25年度62件を派遣した。 ・京町家等耐震改修助成事業：H23年度3件、H24年度9件、H25年度12件（うち、景観重要建造物1件）を助成した。 ・木造住宅耐震改修計画作成助成事業：H24年度12件、H25年度10件を助成した。 ・まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業：H24年度194件、H25年度42件を助成した。 <p>④文化財の周辺環境の保全に関する事業</p> <p>H23年度：五社神社文化財環境保全地区を指定（累計10件）</p> <p>⑥界わい景観整備地区指定に向けた町並み調査の実施</p> <p>平成25年度にまとまりのある町並み景観の特性を示している先斗町地域において、界わい景観整備地区指定に向け町並み調査を実施した。</p> <p>⑥歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全対策として、祇園南側地区以外の細街路においても3項道路指定ができるよう、新たな制度の創設に向けた取組を実施した。
<p>方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容（可能な限り定量的な評価を交えて自由記述）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観を形成する重要な要素である屋外広告物についても、歴史都市・京都にふさわしい、美しい品格のある都市景観を形成するものになるよう、取組の強化を実施している。 ・H24年度に上七軒通の道路修景整備工事が完了し、平成25年度に住民満足度調査を実施した。その結果、約95%の方が満足しているとの回答があった。また、道路が美化されたことにより、住民の町並みに対する意識に影響を与え、上七軒通に面する建造物も修繕・修景が行われるなど、相乗効果が見られた。 ・観光案内標識アップグレード指針に基づき、観光客の利用の多いエリアを優先に整備を進めており、歩く観光客に分かりやすい、京都の景観に調和した整備が図られている。 ・文化財とその周辺を守る防災水利整備事業はH23年度に事業完了し、文化財や歴史的な町並みの残る東山清水地域を火災から面的かつ広域的に守ることが出来ることになった。 ・京町家等の耐震化を促進するため、耐震改修等の経費の一部に対し助成を行っており、この取組によって伝統的な町並みを保全しながら、住まいとして継承し、安心安全なまちの形成が推進されている。 ・先斗町地域を界わい景観整備地区として指定することによって、当該地域が持つ賑わいと風趣ある景観の保全を推進する。 ・京都市に多く存在する幅員4m未満の道路について、建築基準法第42条第3項の道路指定制度を積極的に活用できるよう、新たな制度の創設に向け取り組んでいる。この取組により、京都市独特の情緒豊かなたたずまいが保全、継承されることが期待できる。
<p>達成状況の評価、要改善事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■想定通り効果が発現している <input type="checkbox"/>今後発現が予想される <input type="checkbox"/>要対策検討 <input type="checkbox"/>現段階では判断できない <p>（要改善事項）</p>
<p>計画見直しの必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の見直しが必要 <input type="checkbox"/>計画の見直しが必要 （見直しの理由・方針）

評価対象年度	23年度～ 25年度
計画に記載している方針	地域力によるまちづくりを推進する。
計画に記載している課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の変化等からひとつひとつのつながりが希薄になり、地域コミュニティが弱まりつつある。 ・地域で活動する様々な団体の活動は活発になってきているが、地域まちづくり推進のためには、各団体間の連携や取組のさらなる活性化が課題である。 ・伝統産業の低迷に伴う事業所の転廃業等による、職住共存の居住形態や生活様式の変化。 ・地域コミュニティの衰退や新たな地域の担い手の減少による、地域住民の交流の促進機能、生活文化の維持・継承機能が弱体化。
対応する進捗評価項目とその推移	<p>②地域景観づくり協議会制度 H24年度：協議会の認定5件(内、計画書の認定は3件) H25年度：計画書の認定2件</p> <p>③京都市景観・まちづくりセンターの取組 市民や事業者、行政のパートナーシップによるまちづくりを円滑に進めるために設立された組織で、地域活動の参加の環を広げる意識づくりや担い手づくり、市民向けのまちづくりに関する講座やシンポジウムの実施による情報発信、まちづくりに関する相談などを実施している。 H23年度の取組：まちづくり専門家の派遣(1地区)、まちづくり活動相談(392件)、景観・まちづくりシンポジウムの開催(2回)、景観・まちづくり大学の開催(25回)、専門家交流会(2回) H24年度の取組：まちづくり専門家の派遣(2地区)、まちづくり活動助成(2地区)、まちづくり活動相談(306件)、景観・まちづくりシンポジウムの開催(1回)、景観・まちづくり大学の開催(33回) H25年度の取組：まちづくり専門家の派遣(3地区)、まちづくり活動助成(2地区)、まちづくり活動相談(264件12月末現在)、景観・まちづくりシンポジウムの開催(1回)、景観・まちづくり大学の開催(40回予定)</p> <p>③まちづくりに係る調査・企画・支援事業 地域協働型地区計画等を活用し、住民・企業・行政のパートナーシップにより、個性ある地域まちづくりへの支援を実施している。 H23年度：15地区への支援(地区計画の都市計画決定：0地区) H24年度：16地区への支援(地区計画の都市計画決定：2地区 祇園四条地区、明倫元学区地区) H25年度：19地区への支援(地区計画の都市計画決定：2地区 姉小路界内地区、河原町商店街地区)</p> <p>③官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進 ・平成23年度からシンボルストリート神宮道に歩いて楽しい賑わいと憩いの空間を創出するイベント「京都岡崎レッドカーベット」を実施 ・平成25年度に岡崎秋の総合情報パンフレット「岡崎手帖」の発行 ・平成25年度に岡崎の総合情報サイト「京都岡崎コンシェルジュ」の運用開始 ・平成25年度から現地で楽しめるスマートフォン向けアプリの運用開始</p>
方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容(可能な限り定量的な評価を交えて自由記述)	<p>・財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携による住民のまちづくり活動に対する支援を行ったことで、地区計画の制定や地域景観づくり協議会への認定に繋がっており、地域主体の地域の特色を活かしたまちづくりが推進していると言える。</p> <p>・エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、多くの市民・関係者の連携の下で岡崎地域の資源を活かしたイベントや総合情報発信に取り組んだことにより、市内外の人々に岡崎地域の魅力を伝達できている。</p>
達成状況の評価、要改善事項	<p>■想定通り効果が発現している <input type="checkbox"/> 今後発現が予想される <input type="checkbox"/> 要対策検討 <input type="checkbox"/> 現段階では判断できない</p> <p>(要改善事項)</p>
計画見直しの必要性	<p>■計画の見直しが必要 <input type="checkbox"/> 計画の見直しが必要 (見直しの理由・方針)</p>

評価対象年度	23 年度～ 25 年度
計画に記載している方針	自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりを推進する。
計画に記載している課題	<p>・京都の人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため、京都盆地周辺の森林の植生が変化し、マツ枯れや植生遷移によって、シイ・カシ類などの常緑樹優先の森林が拡大したことや、シカの食害による森林植生への影響により、四季の彩りを感じさせることが少なくなるなど、景観に影響を及ぼしている。</p>
対応する進捗評価項目とその推移	<p>③間伐材を利用した道路付属物の整備事業 H23年度：大原地区にて横断防止柵を82m、烏丸今出川バス停部の京都御所堀部分にデッキ等15m整備した。 H24年度：烏丸通京都御所堀の横断歩道部に横断防止柵及びデッキを3箇所27m整備した。 H25年度：京都御苑堀部分にデッキ14箇所、約100m整備した。</p> <p>⑥三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成（実施済） H23年度：「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を策定 ※なお、本ガイドライン策定後は、本ガイドラインを運用した森林整備等を行っている。</p> <p>⑥歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業 京都市の歴史的風土特別保存地区は24地区、2,861haである。 買入地の累計は、H25年度末の時点で累計284.7haとなっている。</p> <p>⑥歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業 H23～24年度：金閣寺地区688㎡の施設整備 H25年度：嵐山地区 3,300㎡の園地整備、小倉山地区 1.2haの森林整備を実施</p> <p>⑥歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理 松くい虫被害木の駆除：H23～25年度合計 2,682本 カシノナガキクイムシ治療等：H23～25年度合計 2,207本</p> <p>⑥公共施設の木造化等の実施 本市ではこれまで、市内の林業を活性化し、「木の文化」の次世代への継承を図るため、H19年度に「京都市木材地産表示制度（みやこ杉木認証制度）」の創設や京都市地球温暖化対策条例に基づく特定建築物への市内産等の木材利用の義務化（H24年度から施行）、木質ペレットの需要拡大、公共建築物への木材利用に取組んできた。 H22年度に「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことを受け、本市においても市有の公共建築物や土木構造物、本市が調達する調度品等において、これまで以上の市内産木材の積極的な利用を図るため、「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」をH25年度に策定した。</p> <p><公共建築物における木材利用状況> ・木造及び主要構造部の一部に木造であるもの（混構造） H23年度：1件、H24年度：4件、H25年度：6件 ・内外装材 内装の不燃が求められる建築物については、床・壁・天井などの仕上げ材に木材を積極的に採用している。</p>
方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容（可能な限り定量的な評価を交えて自由記述）	<p>・H21年度より、間伐材を利用した道路付属物の整備事業を実施している。道路付属物に木材を利用することによって景観に良い影響を与えとともに、森林保全・管理の上で有効な取組となっている。</p> <p>・H23年度に策定した「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、歴史的風土特別保存地区内の買入地において適切な森づくり等を実施することで、京都の優れた歴史的風土の維持保全を図っている。</p> <p>・公共建築物等は広く市民に利用されるものであり、公共建築物等から木の触れ合い、木の良さを実感する機会を提供することで、民間における木材利用の促進に繋がっていくものと期待できる。また、公共建築物等における計画的かつ継続的な木材の利用は、木材の品質確保や生産コストの低減、安定的な供給等の生産体制の強化に寄与することから、民間における需要の拡大も期待できる。</p> <p>・「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、公共建築物等において積極的に木材利用することは、市内の林業を活性化し、「木の文化」の次世代への継承や美しい景観の保全に繋がっている。</p>
達成状況の評価、要改善事項	<p><input type="checkbox"/> 想定通り効果が発現している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 今後発現が予想される</p> <p><input type="checkbox"/> 要対策検討</p> <p><input type="checkbox"/> 現段階では判断できない</p> <p>（要改善事項）</p>
計画見直しの必要性	<p><input checked="" type="checkbox"/> 計画の見直しが不要</p> <p><input type="checkbox"/> 計画の見直しが必要</p> <p>（見直しの理由・方針）</p>

評価対象年度 計画に記載している方針	23年度～ 25年度 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
計画に記載している課題	<ul style="list-style-type: none"> ・観光シーズンになれば、観光地や都心部で渋滞が引き起こされるとともに、京都の都市構造の特徴である細街路に流入する通過交通も多く、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ない状況が生じ、市民生活にも影響を及ぼしている。 ・京都は概ね平坦な土地であることもあり、自転車の交通分担率が高く、鉄道駅の周辺や都心部の繁華街などでは、放置自転車等が目立ち、京都の歴史的風致をとりまく環境に影響がある。
対応する進捗評価項目とその推移	<p>③「歩くまち・京都」の推進(実施中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四条通の整備 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度:四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた都市計画決定(H24年1月27日) <整備概要> <ul style="list-style-type: none"> ○区域:四条烏丸～四条川端 約1,120m ○車線の数:2車線 ※現在の4車線から車線を減少させ歩道を拡幅 ○道路幅員:22m H24年度:「四条通沿道協議会」を3回開催。 H25年度:「四条通エリアマネジメント会議」を2回開催。沿道アクセススペース等の詳細配置と管理手法について検討。歩道拡幅と公共交通優先化のための工事契約を締結した。 ③観光地交通対策(実施中) <ul style="list-style-type: none"> 秋の観光ピーク期に、嵐山・東山の2地区において、地元住民・事業者及び京都府警等の関係機関と連携し、臨時交通規制や市営駐車場の自家用駐車不可等の交通対策を実施。また、周辺部の企業等の協力のもと、臨時パークアンドライド駐車場を開設した。平成25年度にはこれまでで最大規模となる48駐車場5,939台(昨年度47駐車場5,684台)の駐車スペースを確保した。 ⑥自転車政策 <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の設置 <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が行う駐輪場整備への助成や、道路など市有地における駐輪場整備・運営の公募、多くの自転車利用がある集客施設への駐輪場設置の義務付けにより、駐輪場の整備を促進している。 (本市関連の駐輪場整備状況) H23年度:113箇所 44,352台 H24年度:124箇所 45,418台 H25年度:125箇所 43,320台(12月末時点) ※本市関連の自転車等駐車場には、京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の活用、市有財産の占用物件等を含む。 ・放置自転車対策(啓発及び撤去) <ul style="list-style-type: none"> 放置自転車等防止啓発員による啓発、撤去強化区域等での自転車等の即時撤去により、自転車等の放置解消と利用マナーの向上に取り組んでいる。 平成24年度から土日祝日も含めた毎日撤去を開始し、平成25年度からは土曜日の夜間撤去や狭小路における撤去を開始するなど、対策の強化を行っている。 (撤去台数) H23年度: 67,782台 H24年度: 63,973台 H25年度: 41,623台(12月末時点)
方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容(可能な限り定量的な評価を交えて自由記述)	<ul style="list-style-type: none"> ・「歩くまち・京都」の推進 <ul style="list-style-type: none"> H23年度:四条通歩道拡幅の都市計画決定 H24年度:四条通沿道協議会3回開催(沿道アクセススペース等について協議を行い、概ねの沿道アクセススペース配置について合意。) 上記のとおり、着実に人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向かっていく。 ・観光地交通対策 <ul style="list-style-type: none"> 嵐山・東山両地区において、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、自動車の流入抑制と公共交通の利用促進を図るため、周辺自治体等との連携したパークアンドライドを展開するとともに、観光バスの駐車予約制やシャトルバスの運行、また京都府警が実施する臨時交通規制とも連携した交通対策を実施するなど、着実に人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向かっていく。 ・自転車政策の強化により放置自転車の撤去台数は減少し、景観の保全が図られている。
達成状況の評価、要改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ■想定通り効果が発現している □今後発現が予想される □要対策検討 □現段階では判断できない <p>(要改善事項)</p>
計画見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の見直しが不要 □計画の見直しが必要 <p>(見直しの理由・方針)</p>

評価対象年度	23年度～ 25年度
計画に記載している方針	文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
計画に記載している課題	<p>・グローバル化の進展、社会状況の変化等により、人々の暮らしや地域と文化芸術との密接な関係が薄れていくことが危惧されている。 また、行政だけでなく、関係機関や大学、企業等が、京都の文化芸術を支える力としてそれぞれの特色ある取組を進めているが、それらの力が必ずしも一つの力に結びついていない。</p>
対応する進捗評価項目とその推移	<p>①京都会館再整備 H23年度：再整備基本計画を策定、基本設計の実施 H24年度：実施設計に着手 H25年度：再整備工事に着手</p> <p>②京都文化祭典 (主なイベント内容) 市民ふれあいステージ、京都映画祭、円山コンサート、京都の秋音楽祭、市施設との連携事業 H23年度：平成23年10月29日～平成23年11月6日まで(7日間) (第26回国民文化祭・京都2011に開催に伴いこれに集約。) H24年度：平成24年9月16日～平成24年11月3日まで(49日間) H25年度：平成25年9月15日～平成25年11月3日まで(50日間)</p> <p>③五感で感じる和の文化事業(実施中) H23年度：「伝統芸能ことはじめ」の開催(6回) 京都創生座第6回公演の開催(8月) 京都創生座番外編公園の開催(10月) 京都創生座第7回公演の開催(2月) H24年度：「伝統芸能ことはじめ」の開催(6回) 京都創生座第8回公演の開催(10月) H25年度：「伝統芸能ことはじめ」の開催(6回) 伝統芸能みくらべ公演の開催(3月)</p> <p>④市民狂言会 H23年度：平成23年6月23日、8月19日、12月9日、平成24年3月9日(第222回～225回) H24年度：平成24年6月22日、8月17日、12月7日、平成25年3月22日(第226回～229回) H25年度：平成25年6月14日、8月21日、12月6日、平成26年3月7日(第230回～233回)</p> <p>⑤京都新能 H23年度：平成23年6月2日、3日「～京都の初夏の風を訪ねて～」(第62回) H24年度：平成24年5月31日、6月1日「～源平盛衰～」(第63回) H25年度：平成25年6月1日、2日「～神・恋・鬼～」(第64回)</p> <p>⑥伝統文化体験総合推進事業 H23年度： H24年度：(確認中のため未記載) H25年度：</p>
方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容(可能な限り定量的な評価を交えて自由記述)	<p>・京都会館再整備において、現代のニーズに応えられるよう施設の機能を向上させることにより、末永く文化芸術の拠点となることが期待できる。 ・五感で感じる和の文化事業によって、市民や観光客などが伝統芸能をはじめ、それらを支える伝統文化(着物、工芸品、楽器など)に親しむ機会を幅広く提供しており、鑑賞者の文化力を深め、「京都力」を高めることに貢献している。 ・京都文化祭典によって、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能や文化芸術を発信し、世界に誇る「文化芸術都市」であることを国内外に広くアピールしている。</p>
達成状況の評価、要改善事項	<p>■想定通り効果が発現している <input type="checkbox"/>今後発現が予想される <input type="checkbox"/>要対策検討 <input type="checkbox"/>現段階では判断できない (要改善事項)</p>
計画見直しの必要性	<p>■計画の見直しが不要 <input type="checkbox"/>計画の見直しが必要 (見直しの理由・方針)</p>

評価対象年度 計画に記載している方針	23 年度～ 25 年度 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。
計画に記載している課題	・生活様式の洋風化、海外等への生産拠点の移転による産地の空洞化、職人の高齢化、不況の長期化などによる需要の低迷、経済のグローバル化による海外製品の大量流入、国内の他の産地や海外との厳しい価格競争など。 ・職人の高齢化に伴い、技術を受け継ぐ職人の養成にかなり時間を要すること。
対応する進捗評価項目とその推移	① 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度 H23年度:24名、H24年度:23名、H25年度:22名 ② 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度 H23年度:10名、H24年度:10名、H25年度:10名 ③ 京もの国内市場開拓事業 H24年度:東京、赤坂サカスにて「BRAND NEW KYOTOプロジェクト2013 in 赤坂サカス」を実施 H25年度:東京、KITTEにて「BRAND NEW KYOTOプロジェクト2014 in KITTE」を実施予定 ④ 京もの海外市場開拓事業 (H25年度から別事業と統合し、京もの海外市場開拓事業は事業完了している。) H24年度:パリ、上海において展示商談会を実施 H25年度:パリ、上海において展示商談会を実施(統合後) ⑤ 京の「匠」ふれあい事業 H23年度の取組:延べ1,186名の職人を雇用し、制作実演や制作実習を実施 H24年度の取組:延べ1,152名の職人を雇用し、制作実演や制作実習を実施 H25年度の取組:引き続き事業を実施 ⑥ 腕より始めるプロジェクト H24年度の取組:国際交流基金/パリ日本文化会館(フランス パリ市)、二条城お城まつり、国際金融会議(大阪)、世界遺産条約採択40周年記念事業(国立京都国際会館)において伝統産業製品を展示 H25年度の取組:「夏のエコオフィス運動」「節電対策」として伝統産業振興の観点からの取組を実施、国内外の各所にて伝統産業製品の展示を実施中 ⑦ きもの着用事業 ・祇園祭の宵々山、宵山の2日間において本市職員がゆかた姿で業務を行う「ゆかた姿」でクールビズ事業の実施 H23年度の取組:参加人数295名 H24年度の取組:参加人数313名 H25年度の取組:参加人数350名 ・年頭の仕事始めに着物姿で業務を行う「仕事始めは、きもの姿で。」事業の実施 H23年度の取組:参加人数228名 H24年度の取組:参加人数216名 H25年度の取組:参加人数439名
方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容(可能な限り定量的な評価を交えて自由記述)	・1200年を超える悠久の歴史の中で脈々と受け継がれる匠の技を未来に継承し、今後の伝統産業界を牽引する人材の育成を図ることを目的に、H22年度に京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度を創設し、H25年度までに累計40名の認定を行っており、伝統産業各分野の人材の確保に繋がった。 ・京もの国内市場開拓事業において、国内最大の消費地で、情報発信の要である首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業製品PR展示会を行ったことにより、新たなファンを獲得し、需要を開拓している。 ・京都ブランド海外市場開拓事業において、現地のニーズに合わせた新商品を開発する「京都ブランド海外市場開拓事業」の展示商談会を行っており、「京もの」の市場開拓、需要拡大が推進された。
達成状況の評価、要改善事項	<input type="checkbox"/> 想定通り効果が発現している <input checked="" type="checkbox"/> 今後発現が予想される <input type="checkbox"/> 要対策検討 <input type="checkbox"/> 現段階では判断できない (要改善事項)
計画見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の見直しが不要 <input type="checkbox"/> 計画の見直しが必要 (見直しの理由・方針)